

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

○町の区域の変更(市町村課)	一	○右同	五
○奈良県青少年の健全育成に関する条例に基づく青少年に有害な図書類の指定(青少年課)	四	○右同	五
○結核指定医療機関の指定(健康増進課)	四	○道路の指定(建築課)	六
○土地改良事業計画の適否決定(耕地課)	四	○右同	六
○土地改良事業の工事完了届(耕地課)	五	○種畜証明書の交付を受けたもの(畜産課)	六
○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	五	○開発行為に関する工事の完了(建築課)	七
○右同	五	○奈良県選挙管理委員会委員長の選挙結果	八

告示

奈良県告示第四百六十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、生駒市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があった。

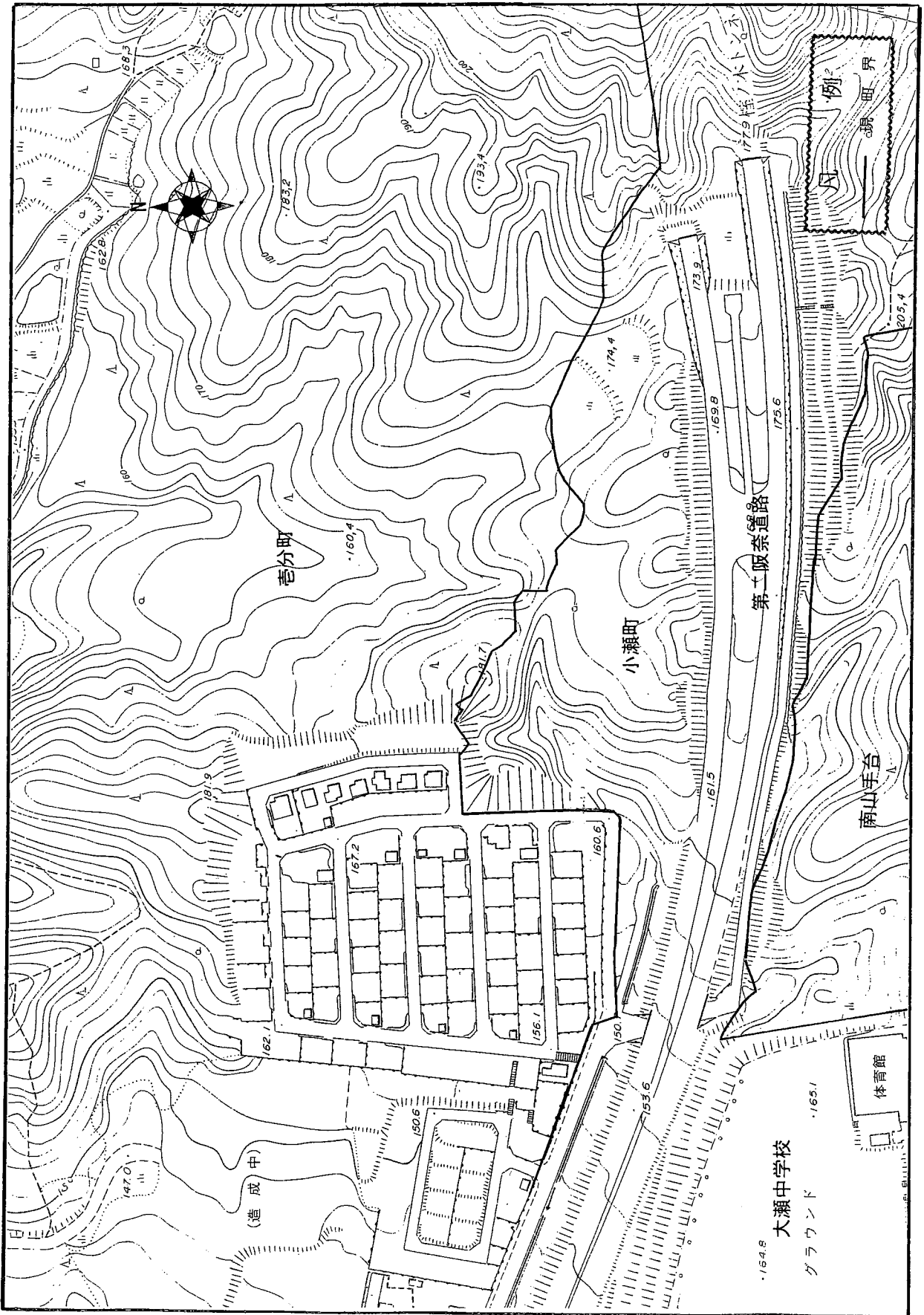
この処分は、平成十七年一月二十五日からその効力を生ずる。

なお、関係の区域は、別図一(変更前)及び別図二(変更後)のとおりである。
平成十七年一月十一日

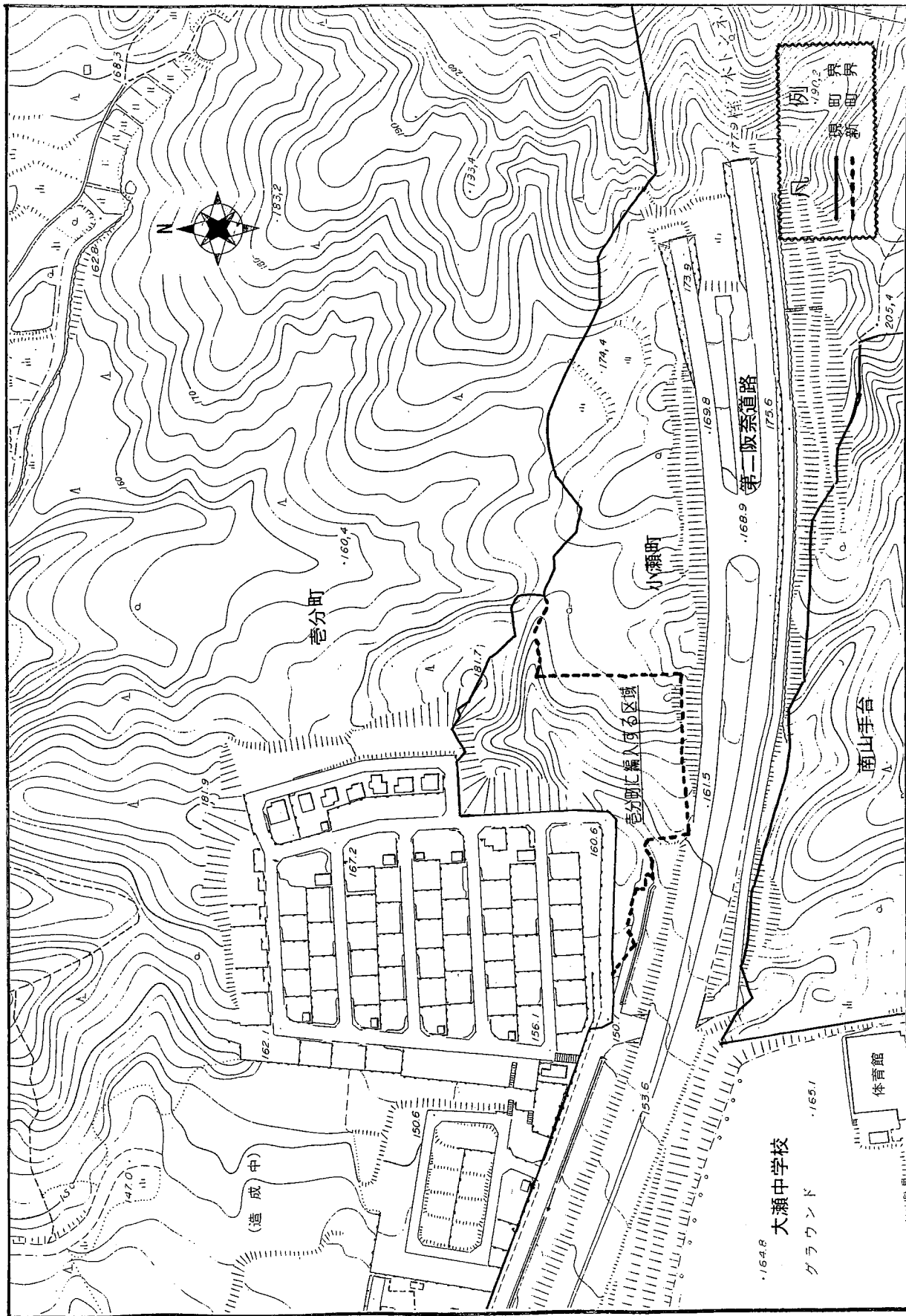
奈良県知事 柿本善也

他の町を編入する町	他の町に編入される町	編入される区域
壹分町	小瀬町(一部)	九四一の四六から九四一の四八まで、九七二の一、九七二の一四及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地の一部

別図1 (変更前)



別図2 (変更後)



奈良県告示第四百六十七号

奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和五十一年十二月奈良県条例第十三号）第二十一条第一項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定する。
平成十七年一月十一日

奈良県知事 柿本善也

指定番号	図書類の種類	図書類の名称	発行年月日	発行所等	指定理由
一	雑誌	プチアラモード VOL.10	平成十七年一月二日	株式会社少年画報社	青少年の性的感情を刺激し、青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
二	雑誌	恋愛ストーリー ト vol.4	平成十七年一月一日	笠倉出版社	青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
三	雑誌	恋愛白書 Jewel	平成十七年一月十日	宙出版	青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
四	DVD付雑誌	DVD MA GAZINE スペシャル！冬技	平成十六年十一月三十日	英知出版社株式会社	青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
五	CD・DVD付雑誌	Window s100% SUPER! DELUXE Vol.1	平成十六年十二月一日	株式会社晋遊舎	青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

奈良県告示第四百六十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、結核指定医療機関として次のとおり指定した。
平成十七年一月十一日

奈良県知事 柿本善也

名称	所在地	指定年月日
ハル薬局	大和郡山市朝日町一番一三号	平成十六年十一月十八日
初瀬薬局	桜井市初瀬二二二九一	平成十六年十二月七日

奈良県告示第四百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十六年十二月二十七日次の表の上欄の者の協議に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。
なお、土地改良法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十七年一月十一日

奈良県知事 柿本善也

名称	所在地	指定年月日
CD-ROM付雑誌	iP【アイピ】1月号	平成十七年一月一日
	株式会社晋遊舎	

協議者	吉野町長 福井 良盟	事業計画	水と農地活用促進事業 (用排水路整備) 色生地区	縦覧期間及び場所	平成十七年一月十二日から同月三十一日まで 吉野町役場
	吉野町長 福井 良盟		水と農地活用促進事業 (用排水路整備) 柳地区		平成十七年一月十二日から同月三十一日まで 吉野町役場

奈良県告示第四百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり室生村営土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成十七年一月十一日

奈良県知事 柿本善也

届出者	室生村長 奥本 昇	事業名	基盤整備促進 事業	事業同意年月日	平成六年十二月十二日	地区名	小原地 区	事業年度	平成六年度 から平成十 六年度まで	完了年月日	平成十六年 十二月一日
-----	--------------	-----	--------------	---------	------------	-----	----------	------	-------------------------	-------	----------------

奈良県告示第四百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、田原本町から大和都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十七年一月十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第四百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、田原本町から大和都市計画駐車場の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十七年一月十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第四百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、王寺町から大和都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十七年一月十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第四百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、王寺町、上牧町、河合町から大和都市計画緑地の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十七年一月十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第四百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、王寺町、上牧町及び河合町から大和都市計画火葬場の変更（王寺町、上牧町及び河合町決定）に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項

の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。
平成十七年一月十一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第四百七十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第四号の規定による道路を次のとおり指定した。
平成十七年一月十一日

奈良県知事 柿本善也

一 道路の種類

道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路

二 路線名

市道 九条駅前線

三 道路の指定区域

大和郡山市九条町字山本二二九番三から大和郡山市九条町字エナン所二九八番九の一部まで

四 道路の幅員

一一・五〇メートルから四七・一一メートルまで

五 道路の延長

六七〇・〇〇メートル

六 指定年月日

平成十六年十二月二十二日

奈良県告示第四百七十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第四号の規定による道路を次のとおり指定した。
平成十七年一月十一日

奈良県知事 柿本善也

一 道路の種類

道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路

二 路線名

市道 九条駅前支線

三 道路の指定区域

大和郡山市九条町字エナン所二六〇番一の一部から大和郡山市九条町字エナン所二五九番三の一部まで

四 道路の幅員 一一・五〇メートル

五 道路の延長 九〇・〇〇メートル

六 指定年月日 平成十六年十二月二十二日

公告

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項に規定する平成十六年度定期種畜検査に合格し、種畜証明書の交付を受けたものは、次のとおりである。
平成十七年一月十一日

奈良県知事 柿本善也

家畜の名前	家畜の種類及び品種		生年月日	等級	種畜証明書交付年月日	飼養者の住所及び氏名
	種類	品種				
ナチク 00 サクラ201 21109	豚	デュロ ツク	平成十二年 十月二十日	二級	平成十六 年七月二 日	宇陀郡大宇陀町下 竹一〇三 奈良県畜産技術セ ンター
シンシュウエ ル 02170	豚	ランド レース	平成十四年 四月十一日	二級	〃	〃
トミチク 10 17450ヨ 1ク 6639 16829	豚	大ヨ クシャ	平成十四年 九月三十日	二級	〃	〃

トミチク 10	豚	大ヨ	平成十四年	二級	ク	ク
17498ヨ		クシヤ	十二月六日			
1ク 6639		1				
16709						
フジロック	豚	デュロ	平成十四年	二級	ク	ク
0981		ツク	十一月二十			
021051			九日			

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十七年一月十一日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年四月十三日第七二一一五〇号

平成十六年七月十六日第七二一一五〇一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十二月二十七日第六一五七号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年十二月二十七日第三五一九号

三 開発区域に含まれる地域

天理市石上町六〇九番地の一部、六一二番地の一部、六一三番地の一部、六一四番地
地ノ一の一部、六一四番地ノ二の一部、六一四番地ノ三の一部、六一六番地ノ一の一
部、六二〇番地ノ二の一部、六二二番地ノ一、六二二番地ノ二の一部、六二二番地ノ
三、六二二番地、六二三番地の一部、六二六番地の一部、六二七番地の一部、六二九
番地の一部、六三〇番地の一部、六三三番地の一部、六三四番地、六三五番地、六三
六番地、六三七番地、六三九番地、六四〇番地、六四一番地、六四三番地の一部、六
四四番地、六四五番地ノ一の一部、六四五番地ノ二、六四六番地及び六四九番地の一

部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市川原城町六〇五番地

天理市長 南佳策

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市石上町六〇九番地、六一二番地、六一三番地、六一四番地ノ一、六一
四番地ノ二、六一四番地ノ三、六一六番地ノ一、六二〇番地ノ二、六二二番地ノ二、
六二二番地、六二三番地、六二六番地、六二七番地、六二九番地、六三三番地、六三
四番地、六三五番地、六三六番地、六三七番地、六四三番地、六四五番地ノ一及び六
四五番地ノ二の各一部

公園 天理市石上町六二三番地、六二六番地、六二七番地、六二九番地、六三〇番
地及び六四九番地の各一部

下水道 天理市石上町六一三番地、六一四番地ノ一、六一四番地ノ二、六一四番地
ノ三、六二〇番地ノ二、六二二番地ノ二、六二二番地、六三四番地、六三五番地、六
三六番地、六三七番地、六四三番地及び六四五番地ノ一の各一部

水路 天理市石上町六〇九番地、六一二番地、六一三番地、六二〇番地ノ二、六四
一番地及び六四三番地の各一部

消防の用に供する貯水施設 天理市石上町六四三番地の一部

一 許可番号

平成十六年八月十九日第七四一六六号

平成十六年十二月十六日第七四一六六一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十二月二十七日第六一五九号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年十二月二十七日第三五二一号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市五位堂六丁目八〇番地ノ一、八〇番地ノ三及び八三番地の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市平野区喜連西四丁目七番二八号

株式会社ビーバーハウス 代表取締役 川野悠一

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市五位堂六丁目八〇番地ノ一、八〇番地ノ三及び八三番地の各一部

一 許可番号

平成十六年十月二十九日第七四一〇七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十二月二十七日第六一五六号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市南田原町三九三番地ノ二、三八四番地ノ二、三八五番地ノ一の一部及び三八五番地ノ三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市小倉寺町三七五番地

長田春男

一 許可番号

平成十六年十二月十日第七四一三〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十二月二十七日第六一五五号

三 開発区域に含まれる地域

葛城市當麻元當麻方七五二番地ノ一及び七五二番地ノ二の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市當麻七五二番地ノ一

長本孝司

一 許可番号

平成十六年十二月十七日第七四一六〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十二月二十七日第六一五八号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年十二月二十七日第三五二〇号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市緑ヶ丘一四五三番地ノ一六、一四五三番地ノ一八、一四五三番地ノ一九、一四五三番地ノ二〇、一四五三番地ノ二一、一四五三番地ノ二二、一四五三番地ノ一の
一部、一四五六番地ノ三、一四五六番地ノ一四、一四五六番地ノ一七及び一四五六番地ノ一九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市法華寺町四八二番地

三律建設株式会社 代表取締役 中谷順亮

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市緑ヶ丘一四五三番地ノ一六、一四五三番地ノ一八、一四五三番地ノ一九、一四五三番地ノ二〇、一四五三番地ノ二一、一四五三番地ノ二二、一四五六番地ノ三、一四五六番地ノ一四、一四五六番地ノ一七及び一四五六番地ノ一九
下水道 生駒市緑ヶ丘一四五六番地ノ一九の一部

選挙管理委員会告示

奈良県選挙管理委員会告示第百三十三号

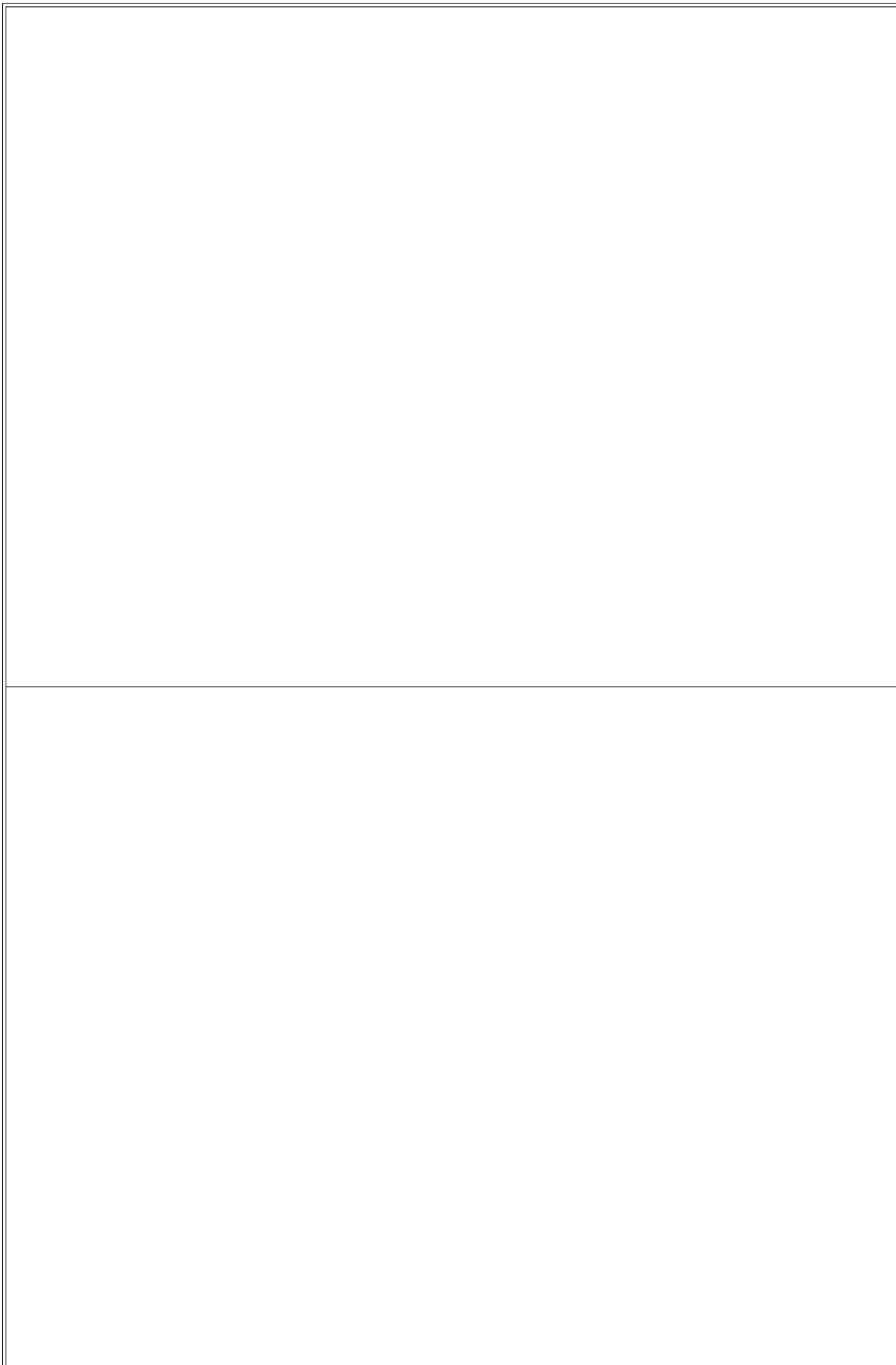
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十七条第一項の規定により、次の者が奈良県選挙管理委員会委員長に選挙された。

平成十七年一月十一日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井 皓喜

住所	大和高田市日之出西本町五番一〇号
氏名	白井 皓喜



【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三二代

本誌は再生紙を使用しています。

